

諮問日：平成29年11月30日（平成29年度（最情）諮問第64号）

答申日：平成30年4月20日（平成30年度（最情）答申第4号）

件名：「選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について」の作成過程等がわかる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「本日付、作成者不名の御庁にて配布された『選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について』文書の作成過程、作成者、検討内容・理由等のわかる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年8月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

文書が作成された過程について、一切の文書が存在しないというのは、不自然であり、不透明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

「選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について」は、最高裁判所事務総局広報課において、特定の事件の原判決及び過去の参議院議員定数訴訟の最高裁判所判決を参考にして文書を作成し、当該文書のみをもって決裁を了したものであるから、本件開示申出文書は作成し、又は取得していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月19日 審議
- ④ 同月30日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑤ 同年3月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、「選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について」は、特定の事件について、事案の概要等を1頁の文書に整理したものであることが認められる。このような記載内容等を踏まえるならば、最高裁判所事務総局広報課において、当該事件の原判決及び過去の参議院議員定数訴訟の最高裁判所判決を参考にして文書を作成し、当該文書のみをもって決裁を了したものであるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

委員 久 保 潔

委員 門 口 正 人